

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（新規制基準対応（再処理施設、廃棄物管理施設）、眼の水晶体の線量限度（再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮施設、埋設施設）」

2. 日時：令和3年2月16日（火） 13時30分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、河本安全審査官、河原崎専門職、

鈴木安全審査専門職、藤原安全審査専門職

日本原燃(株)

溝部 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

参考

・日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000073.html

・日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年1月29日）

「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000083.html

・日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和3

年 1 月 2 9 日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000131.html

・日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書(令和3年1月29日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000085.html

・令和3年2月10日

「日本原燃(株)再処理施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁イノマタです。ただいまから、日本原燃の再処理施設廃棄物管理施設、濃縮施設埋設施設の保安規定の変更認可申請に関するヒアリングを始めたいと思います。
0:00:18	本日はマイク録音でございますので、発言者については初めに所属氏名を発言してから内容を行っていただくようにお願いします。
0:00:31	また使用しないマイクのスイッチはオフにしておいていただければと思います。
0:00:38	また発話内容で不開示情報を発現しないようにお願いします。仮にはつりしまった場合、発電してしまった場合には、その場で指摘をしていただくようにお願いいたします。
0:00:52	本日の
0:00:55	議事の内容ですけれども、今日本原燃の方からと保安規定が2件出されていますが、そのうちの眼の水晶体の線量限度の変更に係る保安規定の部分について、
0:01:12	本日はヒアリングということで聞いております。
0:01:16	資料につきましては、2月10日にご提出いただきました。審査スケジュールというものと、
0:01:24	あと事業変更許可
0:01:27	それと、あと等を保安規定の審査基準、こういったものとの記載の整理表ということで、ご提出をいただいておりますので、こちらの資料に基づき説明をお願いします。
0:01:41	それでは具体的な中身に入りますが、まず
0:01:47	二つ資料がありまして、まず先日のコメント回答のほうが優先だというふうに思いますので、まず整理表の話から、進めていただくようにお願いします。それでは日本原燃のほうの大畑をお願いします。
0:02:14	すみません、日本原燃のハヤミでございます。本日は、先ほどありました。本件変更申請して1月29日に申請をしました保安規定変更申請のうち、とめの水晶体の線量限度の変更についての御説明ということで実施をさせていただきたいと思います。
0:02:34	資料は先ほど紹介がありました三つの資料を実施をさせていただきます。出席者につきましては、こちらの再処理事業部からミゾベミゾベ、それから、ハヤミサカイの3名。
0:02:49	から濃縮事業部からはデマチサカモトの二名から経営埋設事業からはオオイシの1名となっております。
0:02:59	はい、それでは説明のほう創出始めさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:03	2月10日にご提出いたしました資料にですね、2と資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。
0:03:12	資料2では事業許可等との保安規定の整合について整理した整理をさせていただきますものでございます。こちら一度ヒアリングですね、2月、
0:03:23	当初2月よ。
0:03:26	9日のヒアリングで御説明させていただいておりましたけども、そこでいただきましたコメントを踏まえて修正をさせていただきます。修正した箇所でございますけども、市、
0:03:38	資料2の、すみません、3ページ、通しページ3ページになります。
0:03:45	こちらの再処理施設の事業指定との
0:03:51	生後について記載をしているようでございますけども、こちらの事業指定の本文の記載のところですね、こちらに従来下側にありました。個人被ばく管理というところを記載してございました。また施設との横並びを計ってということで、
0:04:07	ウェイ上段とエラーになります4ポツで
0:04:12	構造及び設備
0:04:15	等の関する記載として、個人管理せ設備というの関連するということでそちらを追加をさせていただきます。
0:04:24	それに合わせまして添付書類6のほうですね。事業指定申請書の添付書類6につきましても、と関連する部分について引用するという形で整理をさせていただきます。
0:04:41	廃棄物管理施設でございます。都市ページの5ページになります。
0:04:46	こちらの
0:04:48	はい。
0:04:50	従来、本店と以前の資料ですと、
0:04:56	位置構造設備のうちですね、一般構造のところを引用する形にしておりましたけども、他施設との横並びという形で同じところを引用できるようにということで、間近の個人管理設備のほうを引用する形で記載の修正を行ってございます。
0:05:14	事業許可の添付書類ですね、のほうにつきましても、と関連するところを引用するとともに、今のこちらのほうは個人被ばく管理というのがございますのでそちらもあわせて記載する形で整理をさせていただきます。
0:05:29	はい。
0:05:31	よろしく7ページの濃縮事業部対応剛性と加工施設、ウラン加工施設、それから9頁のaと埋設施設についても同様な形で整理をするということでございますが、その埋設施設につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:46	すみませんでした 9 ページで引用箇所といたしましては、放射線管理施設です ね、放射線管理施設を運用するという形で
0:05:56	関係する設備のところ委員をするような形で整理をし直してございます。
0:06:04	資料 2 は鉄塔異常な変更となっております。
0:06:08	それから、資料 3 の保安規定審査基準と保安規定の再整理しまして、
0:06:15	はい。
0:06:17	こちらの前回のヒアリングの辺り、時 6 のところが関連するのではないかという ことでその部分についても関連性を明記するようということコメントいた だいてございました。
0:06:30	。
0:06:33	はい。
0:06:35	合わせて補正した箇所ですけれども、
0:06:39	資料 3 の通しページの
0:06:42	はい。
0:06:43	1、
0:06:51	すみません。時通しページの 14 ページになります。
0:06:59	14 ページのほうに登記記録ですね閉と。
0:07:06	第 125 条の記録の別表 53 です ね最初については別で 53 を引用する形でと 記載をしてございます。
0:07:14	と保安規定の関連条文のところ今回
0:07:20	えっと線量告示の変更に伴い、
0:07:24	眼の水晶体の 5 年間の線量についても記載して記録として徒歩
0:07:30	記録事項として追加されてございますけども、現行の保安規定のほうで放射 線管理記録です ね 2 ポツの放射線管理記録のところ、米 1 で線量等の記 載については、線量告示第 3 条によるものとするということで、こっちが変更さ れれば、それに合わせて記憶対象も変わると。
0:07:50	というような形で記載をしてございましたので、今回の保安規定の記載自体につ いては、現行のままで変更は必要ないというふうに判断をしている、おります。
0:07:59	実際の記録につきましては、時に合わせて記憶た会社のほうを追加するとい う形で運用のほうは見直してございます。
0:08:08	こちらにつきまして／施設についても同様の修正を行ってございます。
0:08:15	すみません、資料に資料 3 につきましては以上の点が変更になります。
0:08:23	説明は以上です。
0:08:25	はい。規制庁イノマタです。ただいまの説明に対して確認したいことがございま すか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:33	規制庁のフジワラです。
0:08:35	それと資料 2 について、まず線量についてなんですけれども、当然会話等廃棄物管理施設においては、一般構造の部分を記載されていく、今回は、
0:08:50	ほぼ個人、
0:08:52	ようなところを記載されたということで変更されているんですけども、実際は両方とも関係するということと関係するところなので、前に示されていたときにはここを一般公道の部分も関係するというふうに
0:09:07	説明をされていたので両方記載してはどうかと思うんですがいかがですか。
0:09:23	はい、日本原燃のハヤミでございます。ちょっとすいません、今回はそちらのほう引用する形で御説明をさせていただいておりました一般構造のほうを引用する形で記載をさせていただいておりました。ちょっと小委線量っていうんですかね、どちらかというと、
0:09:40	建物の設計というか、そういった形のほうに反映すべき対応されている事項なので、ちょっとどっからも思ったんですけども関連する事項でありますので、そちらのほうについてもして記載を追加するという形で冷凍資料のほう修正をさせていただきたいと思います。
0:10:00	委員長がフジワラです。ではへと並びを取るということで、負債処理のほうにも一般構造の部分が入ってきてっていう形でそれぞれのところに同じ場所のところが記載されていくというふうな認識でよろしいですか。
0:10:20	日本原燃のハヤミでございます。ちょっと記載のほうにつきましては、別途事業許可の文書の確認をいたしますけども、この同様の該当箇所があれば、同じように追加をさせていただきたいと思います。
0:10:34	規制庁がフジワラです。やっぱわかりましたらお願いしますって、あと埋設のところなんですけども、今度で放射線管理施設のところで設備のところ今記載されているんですけども。
0:10:50	今の記載だと若干わかりづらい気がするんですけども、おそらく許可のときにはこの後に個人線量計みたいなところの記載が入っていったんではないかなと思うんですが、今の文章と若干
0:11:07	何を気にしている文化っていうのがわかりづらい気がするんですか、その点はいかがでしょう。
0:11:16	埋設してございます。ご指摘ありました通り、この辺も管理放射線管理施設の設備の本部も後に具体的なですね、個人線量計ですかそういった表が記載されております。ですので、それをこちらに来こと。
0:11:35	管理でございます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:40	規制庁のフジワラです。見てわかるようになるという点でいいと思いますのでこちらに整う鍛えもつけていただければと思います。
0:11:50	はい。
0:11:51	日本原燃のようにしてございます。承知いたしました。これは適切な部分をしていただくように、した資料修正いたしたいと思います。
0:12:01	はい。
0:12:03	規制庁のフジワラです。よろしく申し上げます。
0:12:11	規制庁のフジワラです。続けて資料3のほうにいてもよろしいですか。
0:12:17	ほかに資料2でお伝えしてる部分があれば、他の方、先に発言していただきましてもいいかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:12:25	規制庁の鈴木です。
0:12:27	ちょっと電波状況が悪くてちょっと聞き取れなかったんですけども確認済みかもしれませんが
0:12:34	移設の9ページの
0:12:36	表の
0:12:39	タイトルなんですけども。
0:12:41	第43条関係だと思いましたがどうでしょうか。
0:12:45	はい。
0:12:47	日本原燃埋設などをしてございます。はい、ご指摘の通りこちらのPETというサブの一番最後の第47条と書いてあるところは5基となっております。私からは43条となりますので先ほどのフジワラさんからのフジワラからの御指摘。
0:13:06	修正させまして、こちら正しい表記に修正させていただきます。誠にすみませんでした。
0:13:13	。
0:13:14	規制庁の鈴木です。承知しました。
0:13:21	規制庁イノマタです。他何かありますか。なければ資料3のほうに移らさしていただきたいと思いますが、
0:13:32	規制庁イノマタです。よろしいですか。そうしたら資料3のほうにごめんなさいいいですね、資料3のほうに移らさしていただきたいと思います。フジワラさん発言があるということですのでお願いします。
0:13:47	規制庁のフジワラです。とまず変更点、前回からの変更点の確認なんですけど、
0:13:55	前回は98条のところで、別表45に修正があるということで記載がされた関連条文のところに記載があったと思います。それ以外のところはちょっと条文をなるべくあってという状況だったと思うんですが、
0:14:11	今回通しページで8のところの89条、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	98条というところが2ポツのところに対しても、98条の部分を引用されているんですが、これはここも変更点と理解してよろしいですか。
0:14:29	ちょっと日本原燃のハヤミでございます。ちょっと説明のほうが不足しておりましたところが関連するところをちょっと改めて見直して追加するということで、先ほど申された点についても、
0:14:43	資料のほうは変更してございましたどうも説明不足で申しわけございませんでした。
0:14:49	規制庁のフジワラですけども。
0:14:52	補助的業務上下が受ける線量を管理するという意味で関係するということで、ここに来か記載されたということで理解しました。
0:15:00	あとは記録のところについては前回の指摘にも踏まえて修正されて今記載されているという状況も理解しています。説明の中でA棟実際今回の変更点は記載。
0:15:17	を確認したところ、変更点はないんだけど、実際記録の部分に関しては、改正があったので、それには対応しますという返答だったかと思います。
0:15:28	ということはつまりへと1年間括弧別表そ53の2ポツ放射線管理記録の(7)、(7)といったところの1年間の線量が増えていうところの線量は以前までは実効線量だったんだけど、ここは実効線量をまたは、
0:15:47	水晶体の等価線量というふうに考えていますという理解でよろしいですか。
0:15:59	日本原燃のデマチでございます。これら側の加工規則或いはすいません最初良い規則のほうの
0:16:09	ところ、8条のところをそのまま持ってきてちゃいまして、そちらのほうについても線量が何人が該当するかってのは書いてございませんで、これを示すのがアスタリスク1でそちらの具体的にどの部分の実効線量当量だとか、との等価線量取るかっていうのは線量告示
0:16:29	三条によるというところで、そちらのほうで分類の方角体になっているというところで、当社のほうの表の自体は今回変えなくてもいいという判断してございます。以上です。
0:16:43	規制庁のフジワラです。8事業の時6この部分についての記載等は理解していきまして、今回変更がないということも理解しています。その中で、きちんとこの改正を理解してましかっていうところが質問の意図だったんですけども、
0:16:59	理解した上で実施されるということでいいですかというのが質問です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:06	日本原燃のハヤミでございます。ご指摘の通りあの先ほど説明した通り記録対象については線量告示第3条によるものということでございますので、その中で今回前の固形と線量限度のほうが変更されたということで、
0:17:23	両括弧内についても、いや線量限度該当するものになると考えますので、そちらについても超えた場合についてはそれを記録するという形で、
0:17:33	もう一つの分野の
0:17:37	ごめんなさい、開会しませんと5年間の線源について記録をするという形で対応するというふうに認識をしております。
0:17:46	これ、
0:17:49	規制庁の藤原です。20mSvを別途実効線量もしくは水晶体の等価線量がこういったときに、毎年度1回、当切ることっていくっていくことがしなければいけないということは把握されているということで理解しました。
0:18:05	で、実際の運用なんですけれども、こちらってへと原燃のほうでの運用何か変更する部分保安規定上には上がってこないものの、実際の運用は何か変わるといったことはあるんでしょうか。
0:18:22	日本原燃のハヤミでございます。現状考えている範囲では、これまで線の線量限度についても評価をしておりましたので、その評価方法自体ですね、については、これまでと変わるものではないというふうに考えてございますが、今、
0:18:37	言われたような記録の仕方については、新たな記録対象が追加になりますので、記録様式等の変更については正当で小さな記録がとれるように変更を行ったということで考えてございます。
0:18:53	規制庁フジワラです。了解いたしました。
0:19:02	規制庁イノマタです。ほか何かございますか。
0:19:07	規制庁鈴木です。
0:19:11	規制庁イノマタです。います。規制庁の鈴木さん発言されようと思ったと思うんですが、ちょっと声が小さいので、もう少し大きい声で発話してもらえますか。
0:19:25	はい。
0:19:26	規制庁の鈴木です。
0:19:30	細かいことですけど、50ページの
0:19:35	右下の欄の第31条となっておりますがこれ第36だと思うんですけどどうでしょうか。
0:19:45	はい。
0:19:47	日本原燃埋設してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:50	鈴木さんから御指摘いただいた通りですね通しページ 51 ページ目の第 31 条放射線管理に関するかかる基本投資というのは、新しく当たり 36 条全面引用すべきものでございました。
0:20:05	誤字でございます。こちらについては、資料修正をさせていただいて、後日提出させて修正版を提出したいと思っております。以上です。
0:20:19	規制庁の鈴木です。もう 1 点教えていただきたいんですけども。
0:20:25	じゃあ列で
0:20:27	例えば 51 ページの下から 3 行目で対象はないって書いて書かれたりですと、あと、
0:20:35	5353 ページ目の一番右上で反映不要って書かれたりですとか、
0:20:42	下から 3 行目的に該当しないって書かれてるんですけども。
0:20:47	使いわけっていう何かあるんでしょうか。
0:20:51	はい。
0:20:52	原燃埋設をしてございます。すいませんでしたあまり表記はうまく整合取り入れて申し訳ございませんが、これジープページ棒のもので
0:21:07	についてはこれをコンクリート廃棄物のものと認識しておりますんで 53 ページ 2 の一番上の業務につきましても、これもコンクリート等廃棄物というもので同じものを指しておると認識しております。
0:21:23	表記がずれておりますので、これは整合がしっかり取りたいと思っております。
0:21:29	はい、東部のページの 2 の下から 3 行目のところの右側ですね、カウンターに関するところでございます。今まで設定は確かに回分民想定することは承知だというふうで、
0:21:46	しておりますがちょっと非しっかり表現目、適正な形に直したいと思います。
0:21:53	はい。以上です。
0:21:56	規制庁の鈴木です。承知しました。
0:22:04	規制庁イノマタです。今鈴木のほうから少し発言がありました条文が間違ってるという話なんですけれども、これ保安規定の、今いただいている申請の本体のほうは、直っていて、今提出されている。
0:22:21	説明資料だけが間違っているとそういう理解でいいですか。
0:22:27	本件埋設をしてございます。その通りでございます。本規程は正しく
0:22:34	本規程のほうでは第 36 条、放射線管理に係る基本方針と正しく記載はできておりますが、今回提出しました審査基準との整合見間違っていると、そういう形となっております。申し訳ございません。
0:22:48	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:50	規制庁イノマタですあわかりました、そしたら今回のこの資料だけの間違いだということですね。はい。
0:22:57	ほか何かございますか。
0:23:07	規制庁イノマタです。1点確認をさせていただきたいところがあります。先日の審査会合でもその補正申請を出すという話を発言されてたかと思うんですが、今回のその補正申請をする。
0:23:23	場所の記載の方針というのをですね、説明いただけますでしょうか。
0:23:29	どこをどう直すべきなのかっていうのを説明いただければと思います。
0:23:37	はい、日本原燃のハヤミでございます系統、こちらの上の選定と線量限度等の変更に伴う保安規定変更についての変更につきましては、審査会合で御説明をさせていただいたように特性を考えてございます。
0:23:55	補正箇所につきましては、以前の日中ヒアリングの中で御指摘をいただきましたの付則の記載のところですね、について記載の仕方が適切ではないということでした。その部分について、今回変更補正という形で修正をさせていただきたいというふうに思っております。
0:24:16	申請の仕方ですけれども、これまで条文の一部と同じように、その不測事態について変更をその辺金銭変更申請期限の変更の毎に、付則についても変更をかけていくというような、そういう形で
0:24:35	来記載をしてございますけれども、そこにつきましては、それぞれの変更申請に対しての運用の部分で特に記載をする部分のみを対象とするというそういう形で、
0:24:51	変
0:24:53	と記載の仕方を見直させていただきたいと考えてございます。
0:24:57	今回付則ですねにつきましては、これまでの不足が従前のままへの浸透率として、今回の予測としては、
0:25:07	施行期日もしくは負荷の施行日のみが対象になりますので、そこについて記載をするという形での規則の変更を行うということで補正を行わせていただきたいと思いますし、
0:25:23	規制庁イノマタです。そうしますと、申請いただいたときに付則の2ポツということで、そこを削除しますということで申請いただいていたところですが、そこをまた元に戻すという、そういう理解でよろしいですか。
0:25:54	規制庁イノマタです原燃声聞こえてますでしょうか。すみません、日本原燃のハヤミでございます。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:14	すいません、日本原燃のハヤミでございます。すいませんでした。はい。ご指摘の通り、以前 1 月 29 日の時点で変更申請をアップ最後付則としてその時にポツを削除するという形でございますけれども、
0:26:32	そこは従前の不足という形で官報の中には残ってよこすという形になります。そのうえで、今回の大変好評申請ですね 1 月 29 日、これから補正をさせていただきますけれども、そのステート変更の付則として、
0:26:48	今回の変更は施行日の記載をするというような形の記載を考えてございます。
0:26:58	規制庁イノマタです内容は大体わかりました。
0:27:04	ほか、何かございますか。
0:27:10	規制庁コサクです。内容はわかっているんですけど。
0:27:14	補正のときにどういうふうに書かれるおつもりなのか、もう少し具体的に
0:27:21	説明いただけますでしょうか。
0:27:32	町イノマタ留守原燃聞こえてます。
0:27:35	はい、日本原燃のハヤミでございます。窃盗補整補正の仕方は補正書の仕方として、補正の内容という形でその保安規定の変更認可浅申請書の別添ですね 1 月 29 日に申請しまして別途
0:27:55	意見を以下の通り補正をするという形で補正箇所ですね、
0:28:01	補正前に、1 月 29 日時点のを記載をさせていただいて、
0:28:08	決まった音声とそちらは当該者を言えばいいのかな。
0:28:15	補正前は従前の規則ですね、の記載については補正後は削除するとへと変更後、
0:28:25	はい。
0:28:27	はい。
0:28:28	はい。
0:28:30	健康のグラフ。
0:28:34	はい。
0:28:37	補正前に書いてあったえと現行の欄の記載の部分については削除するとね、新しい抵当
0:28:49	補正後の形態変化変更申請書というふうな新旧対照表の形としては、新しい部分の不足の欄を記載をするという形の補正をしますということで、補正書のほうをさせていただきたいと考えてございます。
0:29:06	規制庁コサクです。
0:29:09	今回の変更申請は、前後表で出されているので、
0:29:15	それをどう補正するのかといったときには、
0:29:21	当初申請が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	こういう前後表です。それをこういう前後表に変えますっていうことで、
0:29:30	ある意味 4 段表みたいな形の記載になる。
0:29:34	という理解して、
0:29:36	いいですか。
0:29:38	はい。
0:29:46	日本原燃のハヤミです。ですね、伝えにくいんですが、おそらくその通りの今 4 段強というかkAと。
0:30:03	すいません日本原電ハヤミです。すいません。少々お待ちください。
0:30:07	はい。
0:30:45	規制庁イノマタですあの状況の確認をしているだけなので、配当していただけますか。はい、日本原燃のハヤミでございます。ちょっとすみません、4 段票という形ではなくて従前の
0:31:02	記載ですね学校ありましたという形のものを個目に変えますよという、そういう形の表形式で補正前後を示させていただくというような
0:31:15	規制庁区別すいません聞いてみるのが、こちらで旺盛前後だの、単純に
0:31:26	取り下げて改めてこういうもので変更しますと言って、
0:31:32	差し替えるような形での
0:31:35	別添を出されるということなのかどっちですか、こうですけど。
0:31:41	何か言葉からすると、最初は前者のように聞こえたんですけど、今の説明だと後者のように聞こえて、
0:31:50	別に体裁をどうでもいいんですけど、想定最近の状況がわからないと適切な補正になるのかどうかわからなくてですね。
0:32:00	日本原燃のハヤミでございます。今考えているえと補正の仕方といたしましては、補正前後の方が示させていただくような 7 月 29 日の
0:32:20	規制庁コサクです。でしたら 4 段票という言い方が悪かったかもしれないですけど。
0:32:25	1 月 29 日の前後それに今回補正する形での前後という四つが出てくるっていうことでいいですね。
0:32:33	はい、日本原燃のハヤミでございますはい、そういう形の表で示させて補正という形で示させていただくことを考えております。
0:32:42	規制庁コサクですねそうすると 1 月 29 日のものはそのまま出されるということでしょうから、補正後のところの欄で変更前は
0:32:56	現状の保安規定の内容ではあるものの、付則の欄は書かないと。
0:33:01	何も書かないっていうことで理解をしています。その上で補正後の
0:33:07	補正項のおらんの。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:10	変更内容については、
0:33:13	今回の規定についての施行日の部分だけが書かれると。
0:33:19	いうことで理解しましたけれども、そういう理解でよろしいですか。
0:33:23	はい、上野ハヤミでございます。そういう形で補正の内容をお示しさせていただくことを考えております。
0:33:33	規制庁コサクです。わかりました。その時にですね、過去の付則でどういうふう に巻ポンツとしては整理をされていって今後どういうふうにとまとめていって いうのは、イメージは、
0:33:49	できてますでしょうか。
0:33:55	日本原燃のハヤミでございます。括弧すいませんちょっと。
0:34:01	経営トップ確保というかその申請開示と申しますか、どの時点の不足かがわ かるような形でそれぞれ
0:34:11	何ですかね不足に対して識別できるような表記を加えていくということで考えて おります。
0:34:21	規制庁コサクです。わかりました。
0:34:24	法令の付則の書き方っていうのに倣って求められるということで理解をしまし た。そうするとですね、法令の付則の
0:34:36	定め方っていうことで言うと、
0:34:39	改正条文、
0:34:41	オオオカあり、その不足があり、
0:34:45	改正条項の中で、
0:34:48	いろいろと新旧表の内容が書かれるんですけど。
0:34:53	現状の我々の規則の定め方だと本則は別表に飛ばすっていうだけで、
0:35:02	そういう条文が書いてあって、別表の中で皆さんもやられてるのは前後表があ ると。
0:35:09	いう流れなんですけど。
0:35:11	今回その補正で不足をどこに書くんだったっていうところはそういう文書体系上の 関係からどこが適切と思ってますか。
0:35:25	日本例のハヤミでございます。付則の記載値につきましては、今の本文の後の 店舗のネット別図ですかね別刷り別表がそういったものの前のところに記載 をさせていただくことで考えています。
0:35:45	うん。
0:35:47	規制庁コサクです。その位置だと。
0:35:51	法令規則の改正の扱いと違ってるよっていうことを私も申し上げたんですけど それは理解されてますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:11	日本原燃のハヤミでございます。
0:36:15	ちょっと
0:36:18	ここ。
0:36:21	排気系統そのものは理解をしておりますして不足なく記載をするに当たり、このゲート事業者様実用発電炉等の確認をさせていただいて、同様の箇所はよいのではないかとということで今その位置を考えておりました。
0:36:40	規制庁コサクです。簡保んで、その位置に書くっていうのは構わないんですね、我々も同じような位置に書いているもので対外的に出てるような当初においてはそうなってますので、それはそれでいいんですけど。
0:36:55	変更するっていう規定文書でいうと、どちらかというと、本則の後ろに書いてあって、
0:37:02	それも踏まえて別表として変更内容がついてくる。
0:37:08	ということなんですよ。
0:37:10	特に今回
0:37:12	1009
0:37:17	表の中で不足を各趣旨ではなくなるわけですね。
0:37:21	今回の前後表の変更はいつからですっていう意味合いなので。
0:37:27	前後表に入らないほうが本当は正しいんじゃないかなと思っていてですね。
0:37:33	そういったところもよく考えて手続きをしていただければと思います。これは、
0:37:42	ベター論のような話で、内容がわかれば我々も認可できないということではないんですけど、位置付けが明確になるようにということで検討いただければと思います。
0:38:00	日本原燃のハヤミでございます。回分あのえっとお話をぐらいと御説明の趣旨は理解をさせていただきました。
0:38:12	そうします。
0:38:15	その付則の方ですねそれも含めてちょっと今の変更申請の際ですから、変更申請破砕における付則の被災地等も含めて今
0:38:30	タジリF3 と他の事業さんの御参考にさせて一応決めてございましたので、
0:38:42	ちょっと、
0:38:45	できれば、ちょっと今という形をさせていただければというふうに思っております。
0:38:59	規制庁コサクです。先ほど申し上げたように、
0:39:03	位置付けをちゃんと理解をして手続きをすることっていうことがコメントです。記載ぶりは現状も補正っていう断面でもありですね。
0:39:14	すでに申請されたものの内容があった上でっていうことなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:19	いろいろやりにくい部分もあるでしょうから、他社も参考にっていうことであれば他社も含めて検討されたいと思いますので、
0:39:29	これに限らずですね、検討進めていただければと思います。
0:39:36	はい、日本原燃のハヤミでございます。はい。
0:39:41	保守的な点踏まえましてちょっと必要な検討等進めさせていただきたいと思えます。
0:39:52	規制庁イノマタです。ほか何かありますか。
0:39:58	規制庁コサクです。
0:40:01	直接保安規定の規定ぶりということではないんですけども、今回議員の変更によって眼の水晶体の等価線量について、20mSvを超えた場合には、5年の記録もされると。
0:40:18	ということなんですけど、その5年の管理っていうのは、実効線量等価線量ではそれぞれ独立にやられるという。
0:40:27	理解していいんでしょうか。
0:40:29	そちらの運用状況の整理というところで、先ほど記録の様式も新たに定めましてということだったんですTHAIの実情を教えてくださいいただければと思います。
0:40:45	日本原燃のハヤミでございます。
0:40:51	なお、とですね。すいません実態から申し上げさせていただきますと、今20mSvを超えてぼんた場合に5年相当あるんですけども、実際はもう5年分の線量をそのまま記憶をしていくような形で考えているところがありますので、
0:41:10	5年さかのぼってですね、記録を残していくという形を考えてございます。
0:41:15	低血糖キャビティや規制庁コサクです。
0:41:21	確認すると規定上は20ミリを超えたらっていうことではあるんだけど、実質の記録は、それに限らず、10業務
0:41:33	従事者の実績があるものは意図せ記録するしその記録の5年分のものも、
0:41:40	同じように記録には入っていて、そのうちの一部がもしに住民にこういった人がいた場合にはそれは保安規定上、法令上の記録になっていく、それ以外の記録も得QMS文書として保存されているという理解でよろしいですか。
0:41:58	はい、系統日本原燃ハヤミでございます。そのような運用を考えてございます。
0:42:04	規制庁コサクですわかりました。
0:42:12	規制庁イノマタです。ほかよろしいですか。
0:42:19	はい。よろしければ資料を2と3については以上とさせていただきたいと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:29	一部資料 2 と 3 については幾つか修正ということがあるんですけども、こちらのほうはいつ修正されている御提出される予定なのか説明ください。
0:42:49	日本原燃のハヤミでございます。資料の生成につきましては、速やかに行いまして、えっと思います。
0:43:02	1 個。
0:43:08	すみません、ちょっと足数には経営提出をさせていただけるように進めさせていただきたいと思います。
0:43:20	規制庁イノマタです。わかりました。明日御提出ということで、また資料の提出をお願いいたしたいと思います。
0:43:28	よろしければ資料 2 と 3 は終わりにさせていただいて、次に資料 1 に戻らせていただきまして、審査スケジュールの説明をお願いします。
0:43:39	これは先日からソフト凍ってるように見えないんですが、どの辺が変わったのかっていうのを中心に説明ください。
0:43:50	はい、日本原燃のハヤミでございます。では資料 1、保安規定の変更申請に係る審査スケジュールのほうを御説明をさせていただきます。2 月 9 日の面へとヒアリングですね、御説明をしたところからの主な変更点といたしましては、
0:44:08	えーとですね、2 の新規性基準等に係る資料のうち、2 の範囲訪問④から⑦の資料ですねこちらの方について、提出日を 18 日木曜日という形で、
0:44:26	見直しをさせていただいて、それからタイプそれに伴ってヒアリングについても、24 日水曜日という形で一応、
0:44:37	エントリーをさせていただくということで営推修正の報告が上がっております。
0:44:43	変更点は以上になります。
0:44:47	はい。
0:44:50	規制庁稲本です。今の説明について何か確認したいことございますか。
0:44:59	規制庁イノマタですなければ一応今、資料作成して 18 日に御提出される予定ということなんですが、
0:45:07	今日 16 日ですので、もうほぼでき上がっているという理解でよろしいですか。
0:45:13	提出 18 日に提出される資料については、
0:45:18	はい、系統に波源のハヤミでございます。8 日にた 18 日に提出資料数につきましては現在の作成を進めているところではありますけども、資料のほうドラフト等は作成をして今確認等修正等を加えているところでございます。
0:45:34	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:37	規制庁イノマタです。わかりました。そうしましたら 18 日に資料を御提出いただけるということですので、また 18 日になりましたら提出いただければというふうに思います。
0:45:49	ほかに何かありますか。
0:45:55	規制庁のフジワラです。私のほうから 1 点ちょっと教えていただきたいんですけども、すみません前から表示されていたのかもしれませんが、
0:46:04	2 の新規制基準のほうの保安規定の変更の資料についてなんですけれども、
0:46:13	伊藤 2 のハイフンマル 3 のところで事業許可整合性、許可との整合の説明の資料かと思いますが、米印が降ってあって、当初申請時に参考資料はつけてやるということで提出済みっていうふうに書いてあるんですけど、同じものを示しているということなんですか、それともまた、
0:46:32	それも示しているけれども、ちょっと別途違うものも用意しますということですか。
0:46:38	すいません、日本原燃のハヤミでございます。事業許可整合性ですね、事業、
0:46:45	許可の該当データ要求事項を保安規定のほうに変更を反映するかについては、1 月 29 日の変更申請時に参考資料として提出をさせていただいてございました。ちょっとですねそれで御説明ができるかというふうに考えていたところもあったんですけども
0:47:04	それ以降のですねヒアリング等を踏まえて、一部見直しが必要なところもあるというふうに認識はしてございますので、資料については改めて修正をして提出をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:47:20	はい。
0:47:22	規制庁の藤村です。後では別途また違う資料がどう修正された資料が出てくるということですけども、
0:47:30	最初のほうで示されている許可整合性の資料と同じような体裁になると思っ ていいですか。それとまた、今検討されているものが少し変わってくるという イメージでしょうか。
0:47:45	日本原燃のハヤミでございます。ですね、特段その何ですかね掲載に移行決 まりごとというかそういうものがないのであれば、また今回、
0:48:00	規制基準につきましては、
0:48:02	また段階的な変更申請を行うということで情報としてはそういったものを付加を する必要があるということもございますので、／体裁でなければ、1 月 29 日 に設置し、提示させていただいた資料を
0:48:19	その修正をする形での資料の作成という形で進めさせていただければと考 えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:29	規制庁の城野です。申請二階に向けてってということでその部分も付加したいということで、今の参考資料のリバイスというか、少し変えられたものということなんですが、
0:48:44	ただ、人の早く読んで分割申請の考え方がきちんと示されていたら、それと今回の分だけでの時って聞こう溢れ剛性を示すっていうものでもいいかなと思ったんですけども途中でももちろんきちんと説明されるのであれば、
0:48:59	体裁はこちらも絵としては別にプルーム、あれはないんですけども等も説明としてはきちんとしていただく必要がありますので、内容も含めてであと御検討いただけたらと思います。
0:49:16	日本原燃のハヤミでございます。ご指摘の通りのところもありますので、2-4の説明資料ですねそちらのヒアリング等踏まえて、必要な部分だけ抜粋をするとか、そういった資料の体裁についてはヒアリングを踏まえてちょっと改めて検討させていただければと思います。
0:49:37	はい。
0:49:38	規制庁のフジワラです。よろしくお願いします。
0:49:46	規制庁イノマタです他よろしいですか。
0:49:50	規制庁の古作です。2点。
0:49:55	て、一つは、最初のほうの動き大での確認にはなるんですけど。
0:50:01	水晶体の航路の
0:50:07	1本構図位置構造設備の一般構造を追加で書きますといったときに適切なところを確認して書きますというところで大分曖昧な回答だったんですけど。
0:50:21	基本的には、放射線管理施設のところで線量管理個人管理用設備の
0:50:31	備えるというようなところの部分を記載する値っていうイメージでいいですか。
0:50:39	はい。
0:50:41	はい。
0:50:42	はい。日本原燃のハヤミでございます。はい。ご指摘のような変更を考えてございます。
0:50:51	規制庁コサクです。わかりました。
0:50:55	くまなくとも埋設以外は再処理をベースにしながら本文を整理してきていて、朝、すいません、前事業所の部分はもう先行してやっちゃってしまっていたんですけども、再処理と管理は、
0:51:10	許可の本文というのを大分整理してきたと思って同じようにやっていただいて、それに相当するところ埋設
0:51:22	濃縮と、
0:51:24	いったところも対応されるという理解をしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:28	で、もう一つは、先ほど補正の話もしましたが、スケジュール表の中だと19日に同日概要説明というのがありますけど。
0:51:42	先ほどもお聞きしたので、物が提示されれば、わざわざ説明の時間を設ける必要もないかなと思ったんですけど、その辺りはどうお考えになってますか。
0:51:54	日本原燃のハヤミでございます。こちらの時従前から補正後に御説明させていただいていたので、kAとあわせて実施が必要かということで記載をさせていただいております。先ほど系いただいた保障のイメージはうまくご確認いただきました。
0:52:12	というふうに考えてございますので、特段説明が冬であれば、こちらの同日対応説明については省略をさせていただければと思います。
0:52:24	規制庁、古作ですかの
0:52:26	内容が変わるような補正のバーいて、その前のヒアリングで言ったこと多少違うみたいなことがあればですね、聞く必要もあるかなとは思いますが、今回の場合は、不足の部分の
0:52:41	書き方がちょっと手続き上よくないということなだけであって、本文側に何も変更がないということなので、説明の必要は、今回はないかなというふうに思っています。
0:52:57	はい。
0:52:57	背景と日本原燃のハヤミでございます承知いたしましたので説明のほうは、今回は実施をしないという形で
0:53:07	決めさせていただければと思います。そのうえで必要な確認等あれば、またご連絡をいただければと思います。
0:53:23	規制庁イノマタです。ほかよろしいですか。
0:53:31	規制庁イノマタです。よろしければ本日のヒアリングを終了させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
0:53:41	はい、ではそれで本日の保安規定に係るヒアリングを終了したいと思います。お疲れ様でした。
0:53:48	はい。
0:53:49	お疲れ様でした。これ装備した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。